

四街道市公告第50号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域計画を定めるので、同法第19条第7項の規定により地域計画（案）を公告し、次のとおり縦覧する。

なお、利害関係人は、地域計画（案）について意見を提出することができる。

令和7年3月11日

四街道市長 鈴木 陽介



1 縦覧場所

- ・四街道市役所地域共創部産業振興課
- ・市ホームページ

2 縦覧期間

令和7年3月12日から令和7年3月25日まで

3 意見書の提出方法

郵送・持参・メール及びFAXにより、四街道市役所産業振興課農政係に提出する。